

宮之城中学校 生徒心得

令和5年2月1日改正

1 学校生活について

- (1) 生徒全員がいじめがなく、楽しく生活できるようにするために、ひとりひとりが「心ひとつに」をテーマに考えて過ごす。
- (2) 1日の流れ（別紙参照）を理解して生活する。
- (3) 授業や学校行事，または部活動などに積極的に取り組む。
- (4) 法に触れるような行為を行わない。

2 服装・身なりについて

(1) 制服

- ア 宮之城中学校指定の制服を着用する。
- イ 肌着を必ず着ける。派手な色のものは不可。Tシャツ（ワンポイント可）を肌着として着用しても良い。
- ウ 体育服は肌着として着用しない。
- エ 厳寒時のみ防寒具（手袋・マフラー・ネックウォーマーは登下校時のみ，トレーナー，黒のタイツ，カイロ等）の使用を認める。
（自転車通学生はネックウォーマーとする。カイロは家に持ち帰り処分する。）
- オ スカート丈は膝が隠れる長さ（立て膝をしたとき，裾が床につく長さ）とする。
- カ ネームをつけること。

(2) 靴下

くるぶしがしっかりと隠れる，白色とする。

(3) 靴

ア 外履き

(ア) ひも付きの白色の運動靴とする。

イ 上履き

(イ) 各学年ごとに指定された色を使用する。

(4) 鞆

学校指定の通学カバンを使用する。

※ カバンに付けるキーホルダーは，お守りを含めて1つまでとする。

(5) 頭髪

ア 中学生らしい髪型とする。

イ 整髪料の使用，パーマ，脱色，染色等はしない。

ウ 前髪は目にかからないようにする。

※ 長い場合には，耳の下あたりでくくる。

※ 髪を結ぶゴム等の色は，黒・紺・茶としバレッタ，クリップ等は不可とする。

(6) その他

ア 眉毛に手を加えない。

イ 制汗剤，汗ふきシート，日焼け止め，リップクリームの使用を認めるが，無色・無香料のものに限る。（使用済みのシート等は家に持ち帰り処分する）

ウ 装飾品は使用しない（ミサンガ，ネックレスやマグネット等の健康装具等）。